

◎茨城県人事行政の運営等の状況の公表

茨城県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年茨城県条例第2号）の規定に基づき、茨城県の人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表する。

令和4年 9月16日

茨城県知事 大井川 和彦

第1 地方公務員法第58条の2第1項の規定による茨城県の人事行政の運営の状況

1 職員の任用の状況

(1) 採用・退職者数の状況

ア 採用者数の状況

区 分	R3. 4. 1～R4. 3. 31採用者数（人）				
	試験採用	選考採用	選考採用の内障害者数	再任用	計
一般職員	219	90	11	199	508
教育職員	0	991	1	437	1,428
警察職員	179	0	0	41	220
合 計	398	1,081	12	677	2,156

※1 一般職員とは、教育職員及び警察職員以外の職員をいいます。

※2 教育職員とは、教員をいいます。

※3 警察職員とは、警察官をいいます。

※4 人事交流等による者を除きます。

イ 退職者数の状況

区 分	R3. 4. 1～R4. 3. 31退職者数（人）				
	定年	勸奨	再任用満了	その他	計
一般職員	258	55	138	172	623
教育職員	789	120	345	201	1,455
警察職員	103	7	30	54	194
合 計	1,150	182	513	427	2,272

※1 一般職員とは、教育職員及び警察職員以外の職員をいいます。

※2 教育職員とは、教員をいいます。

※3 警察職員とは、警察官をいいます。

※4 人事交流等による者を除きます。

※5 「その他」の欄の数は、自己都合、死亡等により退職した者の数を含みます。

(2) 職員数の状況

ア 職員数の状況

区 分	職員数 (人)			会計年度任用職員 (フルタイム) 数 (人)		
	R3. 4. 1	R4. 4. 1	対前年増減数	R3. 4. 1	R4. 4. 1	対前年増減数
一般部門	6,665	6,627	△ 38	10	11	1
教育部門	22,178	22,243	65	0	0	0
警察部門	5,401	5,423	22	0	0	0
合 計	34,244	34,293	49	10	11	1

※1 職員数は、常勤の職員で、退職者・派遣職員を含みます。

※2 一般部門は、教育・警察部門を除く知事部局、労働委員会等に勤務する職員をいいます。

※3 教育部門は、教育委員会事務局、県立学校、小中学校等に勤務する職員をいいます。

※4 警察部門は、警察本部、警察署等に勤務する職員をいいます。

2 人事評価の状況（令和3年度）

区 分	概 要
一般部門	<p>地方公務員法第23条の2第1項に基づき、職員がその職務を遂行するにあたり、発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で、勤務成績の評価を行い、任用、給与、分限その他の人事管理の基礎資料とする。</p> <p>1 能力評価 被評価者の標準的な職に応じた評価項目及び行動並びに着眼点により評価を行う。 (1) 基準日 10月1日現在 (2) 評価期間 4月1日から翌年3月31日まで</p> <p>2 業績評価 評価期間の開始に際し、業務に関する目標等果すべき役割を確定させ、目標及び成果水準の達成について評価を行う。 [課長級以上] (1) 基準日 9月30日現在及び3月31日現在 (2) 評価期間 4月1日から9月30日まで及び10月1日から翌年3月31日まで [非管理職等] (1) 基準日 2月1日現在 (2) 評価期間 4月1日から翌年3月31日まで</p>
教育部門	<p>[一般職員] 一般部門に同じ。</p> <p>[教育職員] 地方公務員法第23条の2第1項に基づき、教職員がその職務を遂行するに当たり、発揮した能力及び挙げた業績を把握したうえで、勤務成績の評価を行い、任用、給与、分限その他の人事管理の基礎資料とする。</p> <p>1 能力面の評価 評価に当たっての着眼点及びその主な具体例により評価を行う。 (1) 基準日 毎年度2月1日現在 (2) 評価期間 4月1日から翌年3月31日まで</p> <p>2 達成度の評価 自己目標を設定し、自己目標の達成度により評価を行う。 (1) 基準日 毎年度2月1日現在 (2) 評価期間 4月1日から翌年3月31日まで</p>
警察部門	<p>地方公務員法第23条の2第1項に基づき、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で勤務成績の評価を行い、任用、給与、分限その他の人事管理の基礎資料とする。</p> <p>1 能力評価 被評価者の標準的な職に応じた評価項目及び行動並びに着眼点により評価を行う。 (1) 基準日 11月1日現在 (2) 評価期間 4月1日から翌年3月31日まで</p> <p>2 業績評価 評価期間の開始に際し、業務に関する目標等果すべき役割を確定させ、目標及び成果水準の達成について評価を行う。 (1) 基準日 9月30日及び3月31日現在 (2) 評価期間 4月1日から9月30日まで及び10月1日から翌年3月31日まで</p>

- ※1 一般部門は、教育・警察部門を除く知事部局、労働委員会等に勤務する職員をいいます。
- ※2 教育部門は、教育委員会事務局、県立学校、小中学校等に勤務する職員をいいます。
- ※3 警察部門は、警察本部、警察署等に勤務する職員をいいます。

3 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（令和4年4月1日現在）

区 分	茨 城 県		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一 般 行 政 職	円 323,069	円 410,509	歳 月 42.2
技 能 労 務 職	309,668	354,630	56.7
小・中学校教育職	349,281	404,567	42.4
高等学校教育職	371,289	436,551	44.5
警 察 職	324,063	444,100	37.5

※1 給与月額とは、月々支給される給料及び職員手当（期末・勤勉手当、退職手当を除く。）の合計額をいいます。

※2 一般行政職とは、警察職・小中学校教員職・高等学校教育職及び技能労務職以外の職員をいいます。

※3 技能労務職とは、現業職給料表適用者をいいます。

※4 小中学校教育職とは、教育職給料表（三）の適用者をいいます。

※5 高等学校教育職とは、教育職給料表（二）の適用者をいいます。

※6 警察職とは、公安職給料表適用者をいいます。

(2) 職員の初任給の状況（令和4年4月1日現在）

区 分	学 歴	金 額 (円)
一 般 行 政 職	大学卒	188,700
	高校卒	154,900
技 能 労 務 職	高校卒	152,700
	中学卒	143,800
小・中学校教育職	大学卒	210,800
	短大卒	188,600
高等学校教育職	大学卒	210,800
	短大卒	185,700
警 察 職	大学卒	219,600
	高校卒	183,700

(3) 経験年数別平均給料月額の状況（令和4年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一 般 行 政 職	全学歴	円 255,889	円 298,156	円 354,849
技 能 労 務 職	全学歴	-	-	-
小・中学校教育職	全学歴	311,588	353,968	387,938
高等学校教育職	全学歴	319,758	363,292	398,022
警 察 職	全学歴	284,029	330,424	382,566

※ 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいいます。

(4) 職員手当の状況 (主なもの) (令和4年4月1日現在)

区分		概要						
期末手当 勤続手当 (R4年度)	期末手当	6月期 1.20月分 (0.675月分)			勤続手当 0.95月分 (0.45月分)			
	勤続手当	12月期 1.20月分 (0.675月分)			0.95月分 (0.45月分)			
	(R4年度)	計 2.40月分 (1.35月分)			1.90月分 (0.90月分)			
() 内は再任用職員に係る支給割合								
退職手当 (R4年度)	(支給率)	自己都合		勸奨・定年				
	勤続20年	19.6695月分		24.586875月分				
	勤続25年	28.0395月分		33.27075月分				
	勤続35年	39.7575月分		47.709月分				
	最高限度額	47.709月分		47.709月分				
(調整額)								
職員の在職期間のうち、職務の級等が高い方から5年分(60月分)の調整月額(21,700円~78,750円)を合計した額により算出する。								
【その他経過措置】								
定年前早期退職特例措置(45~59歳対象 2%~45%加算)								
地域手当 (R4年4月1日現在)	支給対象地域	東京都特別区	東京都小平市	埼玉県さいたま市 千葉県千葉市	福井県大野市	県内地域	医師、歯科医師(全域)	
	支給率	20%	16%	15%	6%	6%	16%	
特殊勤務手当 (R3年度)	代表的な手当の名称	手当の名称	支給対象職員			主な支給対象業務		左記職員に対する支給単価
		1 教員特殊業務手当	小学校等に勤務する職員			学校の管理下において行う緊急の業務で非常災害時の児童、生徒の保護又は緊急の防災、復旧の業務等		月額2,250円~8,000円
		2 警察業務手当	警察本部、警察署に勤務する職員			警察職員が行う地域警察、犯罪の予防若しくは捜査、警備、交通事故処理等の業務等		月額250円~5,500円
		3 教育業務連絡指導手当	小学校等に勤務する職員			教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導、助言に当たる教務主任等の業務		月額200円
		4 夜間特殊業務手当	警察本部、警察署等に勤務する職員			深夜に正規の勤務として行う地域警察、犯罪の予防若しくは捜査、警備、交通事故処理等の業務等		勤務1回410円~1,100円
		5 県税業務手当	税務課、県税事務所に勤務する職員			県税に関する業務等		月額320円~740円
		1 警察業務手当	警察本部、警察署に勤務する職員			警察職員が行う地域警察、犯罪の予防若しくは捜査、警備、交通事故処理等の業務等		月額250円~5,500円
		2 教員特殊業務手当	小学校等に勤務する職員			学校の管理下において行う緊急の業務で非常災害時の児童、生徒の保護又は緊急の防災、復旧の業務等		月額2,250円~8,000円
		3 教育業務連絡指導手当	小学校等に勤務する職員			教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導、助言に当たる教務主任等の業務		月額200円
		4 夜間特殊業務手当	警察本部、警察署等に勤務する職員			深夜に正規の勤務として行う地域警察、犯罪の予防若しくは捜査、警備、交通事故処理等の業務等		勤務1回410円~1,100円
5 保健衛生業務手当	保健所、警察所等に勤務する職員			新型コロナウイルス感染症や精神保健等の業務		月額290円~4,000円		
扶養手当 (R4年4月1日現在)	・配偶者				6,500円 (行政職8級相当は3,500円、9級相当は支給なし)			
	・子	1人につき			10,000円			
	・配偶者・子以外の扶養親族	1人につき			6,500円 (行政職8級相当は3,500円、9級相当は支給なし)			
	※扶養親族である子のうち満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子	1人につき			5,000円加算			

住居手当 (R4年4月 1日現在)	・借家の場合(家賃16,000円を超える場合に限り。 家賃の額に応じて28,000円限度に支給)
通勤手当 (R4年4月 1日現在)	・電車・バスを利用する場合 6箇月定期の価額を基本として1箇月当たり55,000円まで支給 ・乗用車等を使用する場合 使用距離等に応じて2,200円～55,000円を支給 ・通勤距離等を勘案し、新幹線、特急、高速道路の利用が認められる場合、その利用に係る料金等の2分の1の額(20,000円(ETCを利用する場合25,000円)を限度)を加算
時間外勤務手当 (R4年4月1 日現在)	正規の勤務時間外に勤務することを命じられた職員に、その勤務した時間数に応じて1時間当たりの給与額に100分の125から100分の175の範囲内の割合を乗じて得た額

※ 会計年度任用職員(フルタイム)は、扶養手当及び住居手当が支給されません。

(5) 特別職の報酬等の状況(令和4年4月1日現在)

ア 給料・議員報酬等

区 分	給料・議員報酬の月額 (令和4年4月1日現在)	期末手当 (令和4年度支給割合)
知 事	1,340,000 円	6 月 期 1.625 月分 12 月 期 1.625 月分 計 3.25 月分
副知事	1,080,000	
議 長	1,010,000	
副議長	900,000	
議 員	850,000	

イ 退職手当

退職手当	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
知 事	給料月額×在職月数× 0.56	36,019,200 円	原則、退職時
副知事	給料月額×在職月数× 0.42	21,772,800 円	原則、退職時

※ 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額をいいます。

(6) 勤務時間(令和4年4月1日現在)

ア 一般職員の勤務時間 午前8時30分から午後5時15分まで

イ 一般職員の休憩時間 午後零時から午後1時まで

※職員の申請による時差出勤制度を導入しております。(例:午前8時から午後16時45分まで)

※特別の勤務に従事する職員の勤務時間は、上記とは異なります。

(7) 休暇（令和4年4月1日現在）

（一般職員の場合）

年次休暇	1月1日に在職する職員に対して、1年につき20日
療養休暇	療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間（上限90日）
特別休暇 （一部）	<p>職員が下記の事由等により勤務しないことが相当である場合に、必要と認められる期間</p> <p>ア 災害により交通が遮断された場合等 イ 災害により現住居が滅失又は破壊された場合 ウ 選挙権その他公民としての権利を行使する場合 エ 出産する場合 オ 配偶者が出産する場合 カ 生後満1年6月に達しない子を育てる場合 キ 義務教育終了前の子、父母及び配偶者等を看護する場合 ク 生理のため勤務することが困難な場合 ケ 親族が死亡した場合 コ 結婚する場合 サ 骨髄移植のための骨髄提供を行う場合 シ 成分献血を行う場合 ス 永年にわたって勤続した場合 セ 自発的に報酬を得ないで社会貢献活動を行う場合 ソ 夏季において心身の鍛練・元気回復を図る場合 タ 親族を介護する場合</p>

（会計年度任用職員（フルタイム）の場合）

年次休暇	採用日に5日、6月以上継続勤務した場合は、勤続年数に応じ1年につき10日～20日（全勤務日の8割以上を出勤した者に限る。）
療養休暇	療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間（上限10日）
特別休暇 （一部）	<p>職員が下記の事由等により勤務しないことが相当である場合に、必要と認められる期間</p> <p>ア 災害により交通が遮断された場合等 イ 災害により現住居が滅失又は破壊された場合 ウ 選挙権その他公民としての権利を行使する場合 エ 出産する場合 オ 配偶者が出産する場合 カ 生後満1年6月に達しない子を育てる場合 キ 生理のため勤務することが困難な場合 ク 親族が死亡した場合 ケ 結婚する場合 コ 夏季において心身の鍛練・元気回復を図る場合 サ 親族を介護する場合</p>

4 職員の休業及びサービスの状況

(1) 育児休業承認状況

育児休業の承認期間の状況（令和3年度の新規承認者）

区 分	育児休業 取得者数	育児休業承認期間					
		6月以下	6月超え 1年以下	1年超え 1年6月以下	1年6月超え 2年以下	2年超え 2年6月以下	2年6月超え
一般部門	180	92	34	22	16	9	7
教育部門	452	22	68	102	90	70	100
警察部門	53	7	10	6	5	2	23
合 計	685	121 (17.7%)	112 (16.4%)	130 (19%)	111 (16.2%)	81 (11.8%)	130 (19%)

※1 地方公務員の育児休業等に関する法律第2条に基づき、3歳に満たない子を養育する職員は、その子が満3歳に達する日まで育児休業をすることができます。給与（給料及び諸手当）は、育児休業の期間中は支給されません。

※2 一般部門は、教育・警察部門を除く知事部局、労働委員会等に勤務する職員をいいます。

※3 教育部門は、教育委員会事務局、県立学校、小中学校等に勤務する職員をいいます。

※4 警察部門は、警察本部、警察署等に勤務する職員をいいます。

※5 () 内の数は、育児休業取得者数に占める割合を表しています。

(2) 自己啓発等休業の承認期間の状況（令和3年度の新規承認者）

区 分	自己啓発等休業 取得者数 (人)	自己啓発等休業承認期間ごとの内訳（人）		
		1年以下	1年超え 2年以下	2年超え 3年以下
一般部門	2	0	2	0
教育部門	0	0	0	0
警察部門	0	0	0	0
合 計	2	0 (0%)	2 (100%)	0 (0%)

※1 地方公務員法第26条の5に基づき、職員は、大学等課程の履修又は国際貢献活動を行うため、3年を限度に自己啓発等休業をすることができます。給与（給料及び諸手当）は、自己啓発等休業の期間中は支給されません。

※2 一般部門は、教育・警察部門を除く知事部局、労働委員会等に勤務する職員をいいます。

※3 教育部門は、教育委員会事務局、県立学校、小中学校等に勤務する職員をいいます。

※4 警察部門は、警察本部、警察署等に勤務する職員をいいます。

※5 () 内の数は、自己啓発等休業取得者合計数に占める割合を表しています。

(3) 配偶者同行休業の承認期間の状況（令和3年度の新規承認者）

区 分	配偶者同行休業 取得者数 (人)	配偶者同行休業承認期間ごとの内訳（人）		
		1年以下	1年超 2年以下	2年超 3年以下
一般部門	0	0	0	0
教育部門	3	0	2	1
警察部門	1	0	1	0
合 計	4	0 (0%)	3 (75%)	1 (25%)

※1 地方公務員法第26条の6に基づき、職員は、外国に勤務等をする配偶者と生活を共にするため、3年を限度に配偶者同行休業をすることができます。給与（給料及び諸手当）は、配偶者同行休業の期間中は支給されません。

※2 一般部門は、教育・警察部門を除く知事部局、労働委員会等に勤務する職員をいいます。

※3 教育部門は、教育委員会事務局、県立学校、小中学校等に勤務する職員をいいます。

※4 警察部門は、警察本部、警察署等に勤務する職員をいいます。

※5 () 内の数は、配偶者同行休業取得者合計数に占める割合を表しています。

(4) 大学院修学休業の承認期間の状況（令和3年度の新規承認者）

区 分	大学院修学休業 取得者数 (人)	大学院修学休業承認期間ごとの内訳（人）		
		1年間	2年間	3年間
教育部門	0	0 (-)	0 (-)	0 (-)

※1 教育公務員特例法第26条に基づき、公立の小中学校等の教諭等は、大学院の課程等に在学してその課程を履修するため、3年を超えない範囲内で年を単位として大学院修学休業をすることができます。給与（給料及び諸手当）は、大学院修学休業の期間中は支給されません。

※2 教育部門は、県立学校、小中学校等に勤務する教諭等をいいます。

※3 () 内の数は、大学院修学休業取得者合計数に占める割合を表しています。

(5) 介護休暇の承認期間の状況（令和3年度の新規承認者）

区 分	介護休暇 取得者数 (人)	介護休暇承認期間ごとの内訳（人）					
		1月以下	1月超え 2月以下	2月超え 3月以下	3月超え 4月以下	4月超え 5月以下	5月超え
一般部門	2	1	1	0	0	0	0
教育部門	21	10	2	3	2	0	4
警察部門	3	1	1	1	0	0	0
合 計	26	12 (46.2%)	4 (15.4%)	4 (15.4%)	2 (7.7%)	0 (0%)	4 (15.4%)

※1 他に介護する者がいない疾病、負傷その他の事由により常時介護を必要とする配偶者、一親等の親族又は生計を一にする親族を介護する場合、職員は、90日を超えない範囲内で必要と認める日又は時間介護休暇を取得することができます。給与（給料及び諸手当）は、介護休暇を取得した期間中は支給されません。

※2 一般部門は、教育・警察部門を除く知事部局、労働委員会等に勤務する職員をいいます。

※3 教育部門は、教育委員会事務局、県立学校、小中学校等に勤務する職員をいいます。

※4 警察部門は、警察本部、警察署等に勤務する職員をいいます。

※5 () 内の数は、介護休暇承認者合計数に占める割合を表しています。

5 職員の分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分者数（令和3年度）

区 分		降 給	降 任	休 職	免 職	合 計
①勤務実績が良くない場合	一般部門	/	0	/	0	0
	教育部門	/	0	/	0	0
	警察部門	/	0	/	0	0
	小 計	/	0	/	0	0
②心身の故障の場合 (職員の精神又は肉体に故障があり職務に支障を生じる場合)	一般部門	/	0	207	0	207
	教育部門	/	2	214	0	216
	警察部門	/	0	85	0	85
	小 計	/	2	506	0	508
③職に必要な適格性を欠く場合 (素質、能力、性格等に基 因してその職務の円滑な遂 行に支障がある場合)	一般部門	/	0	/	0	0
	教育部門	/	0	/	0	0
	警察部門	/	0	/	0	0
	小 計	/	0	/	0	0
④職制、定数の改廃、予算 の減少により廃職、過員を 生じた場合	一般部門	/	0	/	0	0
	教育部門	/	0	/	0	0
	警察部門	/	0	/	0	0
	小 計	/	0	/	0	0
⑤刑事事件に関し起訴され た場合	一般部門	/	/	0	/	0
	教育部門	/	/	0	/	0
	警察部門	/	/	0	/	0
	小 計	/	/	0	/	0
⑥条例で定める事由による場 合 (大学等において職務の遂行 に関連がある上位の資格取得 や調査、研究に従事する場合 又は災害により生死不明又は 所在不明となった場合)	一般部門	/	/	0	/	0
	教育部門	/	/	0	/	0
	警察部門	/	/	0	/	0
	小 計	/	/	0	/	0
合 計	一般部門	0	0	207	0	207
	教育部門	0	2	214	0	216
	警察部門	0	0	85	0	85
	小 計	0	2	506	0	508

※1 分限処分とは、公務の能率の維持の目的から、勤務成績が良くない場合等の一定の事由がある場合、地方公務員法第28条の規定に基づき、職員の意に反して降任又は免職等の処分をすることをいいます。

※2 一般部門は、教育・警察部門を除く知事部局、労働委員会等に勤務する職員をいいます。

※3 教育部門は、教育委員会事務局、県立学校、小中学校等に勤務する職員をいいます。

※4 警察部門は、警察本部、警察署等に勤務する職員をいいます。

(2) 懲戒処分者数（令和3年度）

区 分		戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
①給与・任用に関する不正 （諸給与の不正領得の場合等）	一般部門	0	0	1	0	1
	教育部門	0	0	0	0	0
	警察部門	0	0	0	0	0
	小 計	0	0	1	0	1
②一般服務違反関係 （職務命令違反、守秘義務違反の場合等）	一般部門	0	2	0	0	2
	教育部門	13	192	0	1	206
	警察部門	1	0	0	0	1
	小 計	14	194	0	1	209
③一般非行関係 （傷害・暴行の刑法違反の場合等）	一般部門	0	0	1	0	1
	教育部門	1	0	4	1	6
	警察部門	0	0	1	0	1
	小 計	1	0	6	1	8
④収賄等関係	一般部門	0	0	0	1	1
	教育部門	0	0	0	0	0
	警察部門	0	0	0	0	0
	小 計	0	0	0	1	1
⑤道路交通法違反	一般部門	0	0	0	1	1
	教育部門	0	0	2	1	3
	警察部門	0	0	1	0	1
	小 計	0	0	3	2	5
⑥管理監督責任	一般部門	3	5	0	0	8
	教育部門	3	0	0	0	3
	警察部門	0	0	0	0	0
	小 計	6	5	0	0	11
合 計	一般部門	3	7	2	2	14
	教育部門	17	192	6	3	218
	警察部門	1	0	2	0	3
	小 計	21	199	10	5	235

※1 懲戒処分とは、職員に職務上の義務違反や全体の奉仕者としてふさわしくない非行があった場合、地方公務員法第29条の規定に基づき、戒告、減給、停職又は免職の処分をすることをいいます。

※2 一般部門は、教育・警察部門を除く知事部局、労働委員会等に勤務する職員をいいます。

※3 教育部門は、教育委員会事務局、県立学校、小中学校等に勤務する職員をいいます。

※4 警察部門は、警察本部、警察署等に勤務する職員をいいます。

6 再就職状況

区分	再就職者の氏名	離職時の職	離職日	再就職日	再就職先の名称	再就職先の業務内容	再就職先における地位
一般部門	柴田 敬子	ひたちなか保健所副参事兼常陸大宮支所長	R3. 3. 31	R3. 7. 20	常陸太田市医師会	医師による医業等に係る団体	事務局員
	野口 庄壽	県民生活環境部参事兼霞ヶ浦環境科学センター副センター長兼総務課長	R3. 3. 31	R4. 4. 23	なめがたしおさい農業協同組合	農業指導、販売事業、購買事業、信用事業、共済事業等	常勤監事
	工藤 英明	県民生活環境部理事兼オリンピック・パラリンピック監	R3. 3. 31	R4. 6. 1	茨城県商工会連合会	商工会事業支援	専務理事
	益子 知樹	農林水産部次長兼漁政課長	R3. 3. 31	R4. 6. 1	茨城県旋網漁業協同組合	県内まき網漁業者の支援	参事
	石田奈緒子	営業戦略部長	R3. 3. 31	R4. 6. 27	関東鉄道(株)	交通・運輸	取締役
	飛田 清文	総務部地域支援監兼公有財産管理監	R4. 3. 31	R4. 4. 1	(一財)石岡市産業文化事業団	花き園芸等による観光、体験交流の推進事業等	茨城県フラワーパーク副園長
	赤羽 洋	管財課公有財産維持活用推進室長	R4. 3. 31	R4. 7. 25	(株)道の駅笠間	地域の観光情報提供、地域振興施設の管理運営等	事務職員
	今川 敬秀	県北県民センター長	R4. 3. 31	R4. 6. 1	(一社)茨城県産業資源循環協会	産業廃棄物に関する普及啓発、相談指導、産業廃棄物処理業の振興	常務理事兼事務局長
	橋本 知暁	県北県民センター環境・保安課長	R4. 3. 31	R4. 4. 1	日本赤十字社水戸赤十字病院	医療業	防災対策監
	加藤 直樹	県北県民センター県民福祉課副参事兼日立商工労働センター長	R4. 3. 31	R4. 4. 1	(一財)茨城県環境保全事業団	産業廃棄物の処理に関する事業等	副参事
	飯田 晋	鹿行県民センター長	R4. 3. 31	R4. 4. 1	鹿島臨海鉄道(株)	旅客鉄道事業及び貨物鉄道事業	取締役兼総務企画部長
	嶋原 俊秀	水戸県税事務所長	R4. 3. 31	R4. 4. 1	茨城租税債権管理機構	市町村税滞納事案の引受けによる財産差押、公売等	事務局長
	矢口 和博	県民生活環境部長	R4. 3. 31	R4. 5. 17	茨城県信用保証協会	金融業	専務理事
	松浦 浩生	県民生活環境部次長	R4. 3. 31	R4. 6. 9	(一財)茨城県科学技術振興財団	科学技術振興、つくば国際会議場の管理運営等	専務理事(つくば国際会議場副館長)
	阿部 哲朗	県民生活環境部霞ヶ浦浄化対策監	R4. 3. 31	R4. 4. 1	(一財)茨城県民生委員児童委員協議会	民生委員・児童委員の研修業務等	常務理事兼事務局長
	岡田 和則	霞ヶ浦環境科学センター副センター長	R4. 3. 31	R4. 4. 1	(公社)茨城原子力協議会	放射線の基礎知識及び原子力の安全等に関する知識の普及・啓発	参事
	堀江 英夫	防災・危機管理部長	R4. 3. 31	R4. 4. 1	茨城県町村会	町村行政の連絡調整等	常務理事兼事務局長
	吉添 裕明	保健福祉部長	R4. 3. 31	R4. 6. 28	(公財)茨城県総合健診協会	各種健診事業等	副会長
	黒澤 豊彦	薬務課長	R4. 3. 31	R4. 4. 1	(医)愛宣会 ひたち医療センター	医療業	医療技術部長兼薬剤部長
	加藤 剛広	農林水産部次長兼林政課長	R4. 3. 31	R4. 5. 31	(公社)茨城県農林振興公社	農地中間管理事業、新規就農支援等	常務理事
豊田雄一郎	農林水産部農地局長	R4. 3. 31	R4. 5. 31	(公社)茨城県農林振興公社	農地中間管理事業、新規就農支援等	常務理事	
大舘 徹	農業技術課技佐	R4. 3. 31	R4. 5. 31	(公社)茨城県農林振興公社	農地中間管理事業、新規就農支援等	専務理事	
清水 信宏	水産振興課技佐	R4. 3. 31	R4. 4. 1	茨城沿海地区漁業協同組合連合会	漁協組合員向け燃油・資材購買事業、指導事業	顧問	

石井 俊朗	県北農林事務所林務部門長	R4. 3. 31	R4. 5. 16	(公社)茨城県森林・林業協会	森林の整備・保全事業、林業の振興発展事業等	常務理事
中村 修	県西農林事務所長	R4. 3. 31	R4. 4. 1	(医)白帆会 小川南病院	医療業	事務長
栗田 茂樹	農業総合センター長	R4. 3. 31	R4. 6. 29	鹿島臨海鉄道(株)	旅客鉄道事業及び貨物鉄道事業	代表取締役副社長
栗田 茂樹	農業総合センター長	R4. 3. 31	R4. 6. 29	鹿島臨海通運(株)	運送業	専務取締役
仙波 義正	土木部長	R4. 3. 31	R4. 4. 1	(株)茨城ポートオーソリティ	茨城港区の管理業務、航路誘致などの港湾振興業務等	代表取締役社長
皆川 和彦	土木部次長	R4. 3. 31	R4. 4. 1	(一財)茨城県建設技術公社	地方公共団体の技術職員の技術力向上支援や公共工事発注支援等	理事長
平田 正	検査指導課首席検査監	R4. 3. 31	R4. 4. 1	五洋建設(株)	建設業	調査役
清水 治	道路建設課高速道路対策室副参事	R4. 3. 31	R4. 7. 1	(一社)茨城県身体障害者福祉協議会	身体障害者の福祉事業や社会参加に関する事業等	事務局長
松浦 英昭	河川課技佐	R4. 3. 31	R4. 4. 1	(株)オオバ	建設コンサルタント	技術顧問
前野 秀昭	都市計画課長	R4. 3. 31	R4. 4. 1	日本工営(株)	建設コンサルタント	技術顧問
石井 正嗣	建築指導課県央建築指導室長	R4. 3. 31	R4. 4. 1	関彰商事(株)	各種エネルギー事業	管財部アドバイザー
大森 理	水戸土木事務所次長兼借楽園公園課長	R4. 3. 31	R4. 4. 1	(医)新生会 豊後荘病院	医療業	事務長兼土浦メンタルクリニック事務長
石川 博章	常陸大宮土木事務所長	R4. 3. 31	R4. 4. 1	(一財)茨城県建設技術公社	地方公共団体の技術職員の技術力向上支援や公共工事発注支援等	常務理事
渡邊 真司	常陸大宮土木事務所次長兼総務課長	R4. 3. 31	R4. 4. 1	(公財)茨城県生活衛生営業指導センター	生活衛生関係営業の経理、税務等の経営相談指導	専務理事
深作 正志	筑西土木事務所長	R4. 3. 31	R4. 6. 1	(株)大貫工務店	土木建設業	営業部営業企画室長
鈴木 慎一	鉾田工事事務所長	R4. 3. 31	R4. 4. 1	(株)エコー	設計コンサルタント(環境調査)	技術部長
浦和 振	常総工事事務所長	R4. 3. 31	R4. 4. 1	(株)測研茨城	土木設計業務・地上測量業務等	常務取締役
富永 俊晴	茨城港湾事務所保安調整監兼計画課長	R4. 3. 31	R4. 4. 1	(株)道路建設コンサルタント	土木に関する技術的指導等業務	顧問
藤ヶ崎一美	鹿島下水道事務所長	R4. 3. 31	R4. 4. 21	昱(株) 茨城支店	建設業	支店長付技術参与
石毛 光子	会計管理者	R4. 3. 31	R4. 4. 1	(一社)茨城県観光物産協会	観光地の紹介宣伝及び国内観光客の誘致等	専務理事
木村 英一	議会事務局秘書室長	R4. 3. 31	R4. 4. 1	(一社)いばらき出会いサポートセンター	結婚支援に関する業務	常務理事兼事務局長
人見 次男	監査委員事務局長	R4. 3. 31	R4. 7. 1	(大)茨城大学	教育業	監事
林 佳範	人事委員会事務局長	R4. 3. 31	R4. 4. 1	(社福)恩賜財団済生会支部茨城県済生会 特別養護老人ホーム龍ヶ岡	高齢者福祉事業	副施設長
原部 修一	企業局次長	R4. 3. 31	R4. 7. 1	(公財)茨城県開発公社	土地開発事業、宿泊施設事業、水道事業等	常務理事
綿引 裕治	中央水道事務所長	R4. 3. 31	R4. 4. 1	富山コンクリート工業(株)	各種コンクリート二次製品の製造販売	参与
大島 克之	病院局長	R4. 3. 31	R4. 7. 1	(公社)茨城県青少年育成協会	青少年健全育成事業及び県立青少年会館運営事業等	事務局長

	山本 順司	県立中央病院副院長	R4. 3. 31	R4. 4. 1	(独)地域医療機能推進機構 東京高輪病院	医療業	病院長
	片田 正一	県立中央病院参事 兼予防医療センター長	R4. 3. 31	R4. 4. 1	富山市医師会健康管理センター	各種健診事業等	非常勤職員
	角田 直枝	県立中央病院看護局長	R4. 3. 31	R4. 4. 1	(学)常磐大学	教育業	看護学部教授
	宗像 達夫	県立こころの医療センター事務局長	R4. 3. 31	R4. 6. 1	(公財)茨城県消防協会	消防防災技術の向上及び消防団等の組織の強化等	専務理事兼事務局長
教育部門	森作 宜民	教育改革推進監	R4. 3. 31	R4. 4. 1	茨城県教育委員会	教育行政	教育長
	國府田 稔	取手第一高等学校長	R4. 3. 31	R4. 4. 4	笠間市教育委員会	教育行政	学校連携キャリアコーディネーター
	齊藤 まさ子	石岡商業高等学校長	R4. 3. 31	R4. 4. 1	清真学園高等学校・中学校	教育	教諭
	國府田 一之	坂東清風高等学校長	R4. 3. 31	R4. 4. 1	つくばビジネスカレッジ専門学校	教育	校長
	原 光広	牛久高等学校長	R4. 3. 31	R4. 4. 1	水城高等学校	教育	非常勤講師
	大曾根 淳	常陸大宮高等学校長	R4. 3. 31	R4. 4. 1	早稲田学園	教育	非常勤教職員
	常井 安文	石岡第一高等学校長	R4. 3. 31	R4. 4. 1	鹿島学園高等学校	教育	校長
	石井 純一	水戸第二高等学校長	R4. 3. 31	R4. 4. 1	茨城大学	教育	特任教授
	海老沼 洋	水海道第一高等学校長	R3. 3. 31	R4. 4. 1	陽光台保育園	教育	園長
警察部門	遠藤 丈志	組織犯罪対策統括官	R4. 3. 31	R4. 4. 1	(一財)茨城県交通安全協会	交通安全事業	県事務局長
	平間 英生	人身安全対策統括官	R4. 3. 31	R4. 4. 1	茨城セキスイハイム(株)	住宅の販売・施工	顧問
	諸澤 精二	交通部参事官兼運転免許センター長	R4. 3. 31	R4. 4. 1	(国研)日本原子力研究開発機構	原子力の研究開発事業	課長補佐
	木村 光義	土浦警察署長	R4. 3. 31	R4. 4. 4	つくば市役所	地方公務	危機管理監
	福地 健一郎	取手警察署長	R4. 3. 31	R4. 6. 1	茨城県遊技業協同組合	遊技場の健全営業の推進等	専務理事
	滝田 健一	刑事部参事官兼組織犯罪対策課長	R4. 3. 31	R4. 4. 1	(株)たいよう共済	制度保険及び各種損害保険の代理店業務	副支店長
	岩坂 博	つくば警察署長	R4. 3. 31	R4. 4. 5	筑西市役所	地方公務	調整監
	寺門 均	通信指令課長	R4. 3. 31	R4. 4. 1	日新火災海上保険(株)	損害保険業	顧問
	清水 浩司	国際捜査課長	R4. 3. 31	R4. 4. 1	東京海上日動火災保険(株)	損害保険業	サービス主任
	菊池 広明	教養課長	R4. 3. 31	R4. 4. 1	筑波記念病院	医療事業	渉外課長
	根本 英俊	高速道路交通警察隊長	R4. 3. 31	R4. 4. 1	(一財)茨城県交通安全協会	交通安全事業	教育センター課長
	岡田 彰二	自動車警ら隊長	R4. 3. 31	R4. 4. 1	(株)廣澤精機製作所	金属製品の製造等	顧問
	石川 久	機動捜査隊長	R4. 3. 31	R4. 4. 1	鈴縫工業(株)	総合建設業	顧問
	寺田 浩二	外事課長	R4. 3. 31	R4. 4. 1	茨城県日立自動車学校	自動車運転免許教習業務	管理者
	青砥 秋夫	大宮警察署長	R4. 3. 31	R4. 6. 1	茨城県企業防衛対策協議会	暴力追放啓発活動及び相談業務等	専務理事

小池 祐二	地域課航空隊長	R4. 3. 31	R4. 4. 1	茨城県県北県民センター	地方公務	監視指導員
星野 憲	公安課総括理事官	R4. 3. 31	R4. 4. 1	イオンリテール(株)	総合小売業	保安担当
岡崎 知美	石岡警察署副署長	R4. 3. 31	R4. 4. 1	(株)茨城パワーテクノ	電気工事業	警備部長
栗山 英司	交通指導課管理官	R4. 3. 31	R4. 4. 1	土浦協同病院	医療事業	渉外
山口 政文	鹿嶋警察署副署長	R4. 3. 31	R4. 4. 2	神栖市役所	地方公務	危機管理監
飯田 隆男	警務部参事兼会計課長	R4. 3. 31	R4. 4. 1	(株)たいよう共済	制度保険及び各種損害保険の代理店業務	副支店長
麻生 靖嗣	水戸警察署副参事	R4. 3. 31	R4. 4. 1	(一社)茨城県安全運転管理協会	交通安全事業	事務局長
木村 強	運転免許センター理事官	R4. 3. 31	R4. 4. 1	警察職員生活協同組合	警察職員の生活向上支援業務	副参事

※1 再就職者とは、職員の退職管理に関する条例（平成28年茨城県条例第6号）第3条に基づく届出をR3. 8. 1～R4. 7. 31に行った者をいいます。

※2 一般部門は、教育・警察部門を除く知事部局、労働委員会等に勤務する職員をいいます。

※3 教育部門は、教育委員会事務局、県立学校、小中学校等に勤務する職員をいいます。

※4 警察部門は、警察本部、警察署等に勤務する職員をいいます。

7 職員の研修の状況（令和3年度）

職員に対する主な研修は、「自治研修所」、「教育研修センター」及び「警察学校」で行われている。

区分	概要	受講者数（延べ）
一般職員	職務の遂行に必要な知識と技能を修得するための一般研修（職層ごと）と職務の遂行に必要な能力・資質等を向上させることを目的とした特別研修を自治研修所において行っている。 一般研修は、新規採用職員研修、主事・技師研修等9課程を実施し、特別研修は、対話型ゲームによる政策力向上講座、公開セミナー等30講座を実施した。	1,805人 ※修了者数
教育職員	職務上又は本人の希望に基づいて、経験年数、職能、担当教科等を踏まえ、教職員としての専門的資質の向上を図ることを目的とした研修を教育研修センターで行っている。 基本研修39講座、専門研修65講座、特別研修として長期研修（内地留学）を実施した。	30,201人
警察職員	警察学校において、各級警察職員の資質、能力の向上のため、採用時、昇任時に教養を実施し、また実務能力の強化を目的として専門的な知識と技能を習得させるための各種教養を実施している。 ※昇任時教養については、警察大学校及び関東管区警察学校を含む。	856人

※1 一般職員とは、教育職員及び警察職員以外の職員をいいます。

※2 教育職員とは、教員をいいます。

※3 警察職員とは、警察官をいいます。

8 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の福利（令和3年度）

地方公務員法第42条の規定に基づき、心身ともに健康であり職務遂行が安心してできる組織環境を構築していくため、県・共済組合・互助団体により職員の健康管理、福利厚生等の事業を計画的に実施している。

区分	事業	実施項目	参加者数又は受診者数	事業主体
一般部門	ライフプラン確立の支援	ライフプランセミナーの開催(年1回開催)	—	県
		ライフプラン講習会の開催(年4回開催)	82人	県
		ライフプラン相談の実施	207人	県
	健康保持・増進の支援	健康づくり教室の開催(年1回開催)	—	県・共
		各種健康診断の実施	定期健康診断	3,900人
	特定年齢(45歳)心とからだの健康診断		121人	県
	胸部精密検査		0人	県
	要指導者・要観察者健康診断		0人	県
	特殊業務従事者健康診断		236人	県
	情報機器作業従事者健康診断		775人	県
	人間ドック検診		2,331人	県・共
	婦人科検診(乳がん)		116人	県
	婦人科検診(子宮がん)		124人	県
	胃部検診		278人	県
	大腸がん検診		281人	県
	腹部超音波検診		272人	県
	退職予定者検診		131人	県・共
	健康相談・指導	1,002人	県	
	メンタルヘルスケアの実施	精神保健相談	3,671人	県
		メンタルヘルス研修会の開催(年1回)	—	県
	元気回復事業の実施	スポーツレクリエーション大会	—	県
	福利厚生施設の整備・利用促進	職員駐車場の管理・運営(教育・警察部門含む)	—	県
		職員厚生棟の管理・運営(教育・警察部門含む)	—	県
庁内保育所の管理・運営		—	共	
教育部門	ライフプラン確立の支援	ライフプラン講習会の開催(年3回開催)	93人	県・共・互
		各種健康診断の実施	定期健康診断	3,031人
	特定年齢健康診断		221人	県
	情報機器作業従事者健康診断		608人	県
	B・C型肝炎検査		3人	県
	人間ドック健診		15,937人	県・共・互
	胃部検診		894人	県
	大腸がん検診		95人	県
	退職予定者健診	636人	県・共・互	
	メンタルヘルスケアの実施	精神保健等相談	485人	県
		メンタルヘルス講演会の開催	1,000人	県・共
		教育庁職員等メンタルヘルス講習会の開催	37人	県
		メンタルヘルスガイドブック等の配付	1,342人	県
		教育庁等職員ストレスチェック事業	8,589人	県

警察部門	ライフサイクルプラン確立の支援	ライフサイクルプラン研修会（55歳対象：2回）	69人	県・共・互
		ライフサイクルプラン研修会（45歳対象：3回）	141人	県・共・互
		ライフサイクルプラン研修会（新婚対象：3回）	126人	県・共・互
	健康保持・増進の支援	食生活の教養講座	126人	県・共
		生活習慣改善等セミナー	256人	県・共
	各種健康診断の実施	定期健康診断	3,412人	県・共
		人間ドック	2,053人	県・共
		脳ドック	73人	県・共・互
		深夜業従事者健康診断	1,436人	県
		特殊業務従事者健康診断（水難救助部隊員等）	289人	県
		胃がん検診	442人	県
		大腸がん検診	770人	県
	メンタルヘルスケアの実施	メンタルヘルス教養講座	632人	県・共
		部外カウンセリング	12人	県
	健康相談等	健康相談（産業医）	1,155人	県
健康相談・保健栄養指導（保健師）		1,591人	県	

- ※1 一般部門は、教育・警察部門を除く知事部局、労働委員会等に勤務する職員をいいます。
 ※2 教育部門は、教育委員会事務局、県立学校、小中学校等に勤務する職員をいいます。
 ※3 警察部門は、警察本部、警察署等に勤務する職員をいいます。
 ※4 参加者数又は受診者数「－」は、中止等となった事業を指します。

(2) 公務災害認定件数（令和3年度）

職種別認定件数及び災害発生率

区分	認定件数(件)	発生率(件/千人)
一般部門	48	7.20
教育部門	68	2.80
警察部門	43	8.02
合計	159	4.37

- ※1 一般部門は、教育・警察部門を除く知事部局、労働委員会等に勤務する職員をいいます。
 ※2 教育部門は、教育委員会事務局、県立学校、小中学校等に勤務する職員をいいます。
 ※3 警察部門は、警察本部、警察署などに勤務する職員をいいます。

第2 地方公務員法第58条の2第2項の規定による茨城県人事委員会の業務の状況

1 職員の競争試験及び選考の状況

(1) 採用試験

ア 試験の実施状況

(ア) 大学卒業程度試験

- a 期 日 第1次試験 令和3年6月20日
第2次試験 令和3年7月12日～8月19日

b 試験結果

		採用予定 人 員 (人)	第1次試験			第2次試験		競争率 (A)/(B) (倍)	
			応募人員 (人)	受験人員 (A) (人)	合格人員 (人)	受験人員 (人)	合格人員 (B) (人)		
県 職 員	事 務	知事等	69	611	437	177	157	87	5.0
		警 察	12	74	62	30	27	14	4.4
		電 気	2	13	10	7	6	3	3.3
		機 械	3	10	7	4	4	4	1.8
		土 木	20	39	31	24	22	15	2.1
		建 築	2	15	11	8	7	3	3.7
		化 学	5	18	11	10	8	7	1.6
		薬 剤 師	5	8	8	8	7	5	1.6
		管理栄養士	1	16	14	5	5	2	7.0
		農 業	19	61	48	36	33	19	2.5
		農業土木	5	11	8	8	8	5	1.6
		畜 産	6	10	8	7	7	7	1.1
		林 業	6	7	5	3	2	1	5.0
		水 産	3	12	10	6	6	3	3.3
		福 祉	11	35	30	14	14	12	2.5
	心 理	4	21	17	9	9	5	3.4	
	計	173	961	717	356	322	192	3.7	

(イ) 高校卒業程度試験

- a 期 日 第1次試験 令和3年9月26日
第2次試験 令和3年10月13日、18日～29日

b 試験結果

		採用予定 人 員 (人)	第1次試験			第2次試験		競争率 (A)/(B) (倍)	
			応募人員 (人)	受験人員 (A) (人)	合格人員 (人)	受験人員 (人)	合格人員 (B) (人)		
県 職 員	事 務	知事等	32	229	197	99	86	40	4.9
		警 察	8	65	51	27	22	9	5.7
		土 木	1	3	3	3	2	2	1.5
		農 業	1	7	7	3	3	1	7.0
		小 計	42	304	258	132	113	52	5.0
小 中 学 校 員	事 務	26	147	128	77	75	33	3.9	
	合 計	68	451	386	209	188	85	4.5	

(ウ) 特別試験

a 期 日 第1次試験 令和3年11月28日
第2次試験 令和3年12月13日、14日

b 試験結果

実施方法	職 種	採用予定 人 員 (人)	第1次試験			第2次試験		競争率 (A)/(B) (倍)
			応募人員 (人)	受験人員 (A) (人)	合格人員 (人)	受験人員 (人)	合格人員 (B) (人)	
採用試験	土 木	5	19	14	7	7	4	3.5
	薬 剤 師	1	3	2	2	2	1	2.0
	林 業	5	7	3	2	2	1	3.0
合 計		11	29	19	11	11	6	3.2

(エ) 警察官採用試験 (A, B (第1回))

a 期 日 第1次試験 令和3年5月9日
第2次試験 令和3年5月29日、30日、7月6日～16日

b 試験結果

試験区分	採用予定 人 員 (人)	第1次試験			第2次試験		競争率 (A)/(B) (倍)
		応募人員 (人)	受験人員 (A) (人)	合格人員 (人)	受験人員 (人)	合格人員 (B) (人)	
男性A	59	307	233	168	143	86	2.7
女性A	20	100	80	62	49	24	3.3
計	79	407	313	230	192	110	2.8
男性B	12	157	120	76	70	27	4.4
女性B	3	37	27	15	10	5	5.4
計	15	194	147	91	80	32	4.6

(オ) 警察官採用試験 (A, B (第2回))

a 期 日 第1次試験 令和3年9月19日
第2次試験 令和3年10月9日、10日、11月8日～12日

b 試験結果

試験区分	採用予定 人 員 (人)	第1次試験			第2次試験		競争率 (A)/(B) (倍)
		応募人員 (人)	受験人員 (A) (人)	合格人員 (人)	受験人員 (人)	合格人員 (B) (人)	
男性A	30	151	84	33	28	5	16.8
女性A	15	51	30	14	14	4	7.5
計	45	202	114	47	42	9	12.7
男性B	60	242	185	110	97	52	3.6
女性B	20	86	73	59	55	27	2.7
計	80	328	258	169	152	79	3.3

(2) 選考

ア 社会人経験者採用選考

(ア) 期 日 第1次選考 10月24日

第2次選考 11月14日・27日

※ 獣医師採用選考は、10月17日（1回目）、1月16日（2回目）

(イ) 選考結果

職 種	採用予定 人 員 (人)	第1次選考			第2次選考		競争率 (A)/(B) (倍)
		応募人員 (人)	受験人員 (A)(人)	合格人員 (人)	受験人員 (人)	合格人員 (B)(人)	
事務（知事部局等）	12	222	184	31	30	8	23.0
事務（警察本部）	1	18	16	5	4	0	-
管 理 栄 養 士	1	10	9	3	2	1	9.0
福 祉	6	35	28	16	16	6	4.7
心 理	1	6	4	3	3	1	4.0
獣医師（1回目）	5	8	8	-	-	5	1.6
獣医師（2回目）	2	2	1	-	-	1	2.0
合 計	28	301	250	58	55	22	11.4

イ 障害者を対象とした採用選考

(ア) 期 日 第1次選考 令和3年10月31日

第2次選考 令和3年11月21日

(イ) 選考結果

	職 種	採用予定 人 員 (人)	応募人員 (人)	受験人員 (A) (人)	合格人員 (B) (人)	競争率 (A)/(B) (倍)
第1回	事務（知事等）	5	52	38	5	7.6
	事務（警察）	1	4	3	0	-
	小中学校事務	1	3	2	1	2.0
	計	7	59	43	6	7.2

ウ その他の採用選考

		人員 (人)	内 容
知事部局	部 長 級	3	医師2、土木1
	課 長 級	5	医師1、事務2、土木1、原子力工学1
	課 長 補 佐 級	5	事務5
	係 長 級	17	事務6、土木1、獣医師7、福祉2、歯科衛生士1
	主任・主事・技師級	28	事務6、土木1、農業1、獣医師12、職業訓練指導員（情報系）1、職業訓練指導員（コンピュータ制御科）1、管理栄養士1、福祉4、心理1
	小 計	58	

教育委員会	部長級	-	
	課長級	4	事務4
	課長補佐級	45	事務37、文化財主事8
	係長級	8	事務4、文化財主事4
	主任・主事・技師級	-	
	小計	57	
警察本部	警視	4	
	警部	11	
	警部補	9	
	巡査部長	5	
	巡査	4	
	課長	-	
	課長補佐	1	犯罪鑑識員1
	係長	1	事務1
主任・主事・技師級	2	犯罪鑑識員2	
	小計	37	
病院局	部長級	1	医師1
	課長級	-	
	課長補佐級	-	
	係長級	4	医師3、医療事務1
	主任・主事・技師級	1	医療事務1
	小計	6	
	合計	158	

(注)・上記の人員は合格者数である。

・任命権者に選考の実施を委託したものは除く。

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

令和3年10月11日、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、議会及び知事に対し職員の給与等について報告し、併せて、給与の改定について勧告した。その要旨は、次のとおりである。

(1) 令和3年4月の公民較差等

- ・ 民間給与との比較

ア 月例給

民間	職員	較差
377,821円	377,763円	58円(0.02%)

イ ボーナス(支給月数)

民間	職員	差
4.31月	4.45月	△0.14月

(2) 給与勧告及び報告の内容

ア 職員の給与

- (ア) 公民較差等に基づく給与改定
 - a 月例給
 - ・ 民間給与との較差が極めて小さいことから、月例給は改定なし
 - b ボーナス
 - ・ ボーナスの支給月数の引下げ（4.45月→4.30月：△0.15月分）
 - ・ 民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映
- (イ) 主幹教諭・指導教諭の設置に伴う教員給与の改定
 - ・ 県教育委員会では、令和4年度から主幹教諭等を設置
 - ・ 教育職給料表（二）及び教育職給料表（三）を改定し、3級（教頭）と2級（教諭）との間に特2級を設け、主幹教諭等に適用することが適当
 - ・ 他の教員との均衡を考慮して、教職調整額や諸手当等について、所要の措置を講ずることが必要
- (ウ) その他
 - ・ 育児休業を取得する職員の期末手当・勤勉手当について、関係法の改正等を踏まえ、国に準じて、育児休業期間の取扱いを検討

イ 公務の運営

- (ア) 人材の確保及び育成
 - a 人材の確保
 - ・ ガイダンス開催やSNS等を活用し、引き続き受験者確保に取り組むことが必要
 - ・ 組織活動の向上を図る上で、社会人経験者採用選考等、引き続き民間の知見を公務に取り入れていくことが必要
 - b 女性の採用及び登用の促進
 - ・ 女性職員のキャリア支援や子育て支援等の広報による積極的な受験者確保に努めることが必要
 - ・ 公正な人事評価に基づく意欲と能力のある女性職員登用の取組が重要
 - c 人材の育成
 - ・ 任命権者においては、職員の資質向上と意識改革につながるような人材育成に引き続き取り組むことが必要
- (イ) 妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援
 - ・ 人事院は、育児休業法改正についての意見の申出と併せて、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のための措置を一体的に講じることを報告
 - ・ 本県においても、非常勤職員も含め、男性職員の育児休業、不妊治療のための休暇等の各種支援制度の措置のため、条例の整備等が必要
- (ウ) 勤務環境の整備
 - a 長時間労働の是正等
 - 引き続き各職場において時間外勤務の縮減が必要
 - b テレワーク等の柔軟な働き方への対応
 - 引き続き時差出勤制度、テレワーク等の柔軟な働き方が可能となる制度の利用状況等の検証等を行い、更なる制度の整備及び利用の促進を図ることが必要
 - c ハラスメント防止対策
 - 任命権者においては、ハラスメントの防止に関する要綱による様々な取組を実施。職員の勤労意欲向上や心身の健康、良好な勤務環境の実現のため、引き続き取組を進めることが必要
 - d 心の健康づくりの推進等
 - 任命権者においては、カウンセラーの増員や夜間相談などの取組を実施。引き続き、職員の心の健康づくりの推進が必要

- (エ) 定年の引上げ及び能力・実績に基づく人事管理の推進
 - a 定年の引上げ
 - ・ 令和5年4月から地方公務員の定年を段階的に65歳に引上げ
 - ・ 地方公務員法に新設される各制度の円滑な導入のため、所要の準備を着実に進めることが必要
 - b 能力・実績に基づく人事管理の推進
 - 公正性・透明性が高く、実効性ある人事評価制度とするため、職員の能力・実績の適切な評価と評価結果に基づく意欲向上や人材育成に努めることが重要

- (オ) 公務員倫理の徹底
 - 任命権者は、誠実かつ公正に職務を執行するよう、改めて職員の公務員倫理の徹底を図ることが必要

3 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の状況
令和3年度は、係属案件無し

4 職員に対する不利益処分についての審査請求の状況

(1) 懲戒停職処分取消請求事件

- ア 申立年月日 令和元年10月16日
- イ 請求人 中学校教諭A
- ウ 処分の内容 懲戒停職処分を受けた。
- エ 処理状況 令和3年9月7日 処分承認

(2) 分限免職処分取消請求事件

- ア 申立年月日 令和2年10月26日
- イ 請求人 元高等学校教諭B
- ウ 処分の内容 分限免職処分を受けた。
- エ 処理状況 令和2年11月17日 受理

(3) 懲戒減給処分修正請求事件

- ア 申立年月日 令和3年6月7日
- イ 請求人 高等学校教頭C
- ウ 処分の内容 懲戒減給処分を受けた。
- エ 処理状況 令和3年6月28日 受理

(4) 懲戒減給処分取消請求事件

- ア 申立年月日 令和3年8月18日
- イ 請求人 教育委員会主査D
- ウ 処分の内容 懲戒減給処分を受けた。
- エ 処理状況 令和3年8月24日 受理

(5) 懲戒減給処分取消請求事件

- ア 申立年月日 令和3年8月19日
- イ 請求人 高等学校校長E
- ウ 処分の内容 懲戒減給処分を受けた。
- エ 処理状況 令和3年8月24日 受理